

平成30年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明

ページ

議案第180号 「損害賠償の額の決定及び和解について」	1
-----------------------------	---

II 所管事項説明

1 高等学校における通級指導について	2
2 特別支援学校における寄宿舎の今後の配置について	4
3 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について	6
4 三重県いじめ防止基本方針の改定について	12
5 県立学校体育施設の使用料の徴収について	17
6 『三重県財政の健全化に向けた集中取組』における事務事業等 の見直しについて（鈴鹿青少年センター）	20
7 三重県総合教育会議の開催状況について	22
8 審議会等の審議状況について	23

平成30年12月11日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第180号

損害賠償の額の決定及び和解について

1 概要

平成30年9月30日、県立伊勢まなび高等学校敷地内の樹木が、台風第24号に伴う暴風により隣接した墓地に設置されている東屋等に倒れ、樋等を破損しました。

この事故について、以下のとおり損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

氏名 宗教法人松尾観音寺 代表役員 木造 美幸
損害賠償額 102,600円（東屋の樋等修理費用）

3 和解の内容

過失割合 10（県）：0（相手方）

1 高等学校における通級指導について

1 通級指導について

通常の学級に在籍する障がいのある生徒が、発達障がいなどによる学習面や生活面でのつまずきを改善、軽減するため、一部の授業や放課後の時間帯に特別な指導（通級指導）を受けています。週に1～2時間程度、通級指導担当教員が個別または小グループで指導します。

小中学校においては、平成5年度に制度化されており、平成30年度からは、高等学校で実施できるようになりました。

本県では、通級指導の対象となる生徒の在籍状況や全校体制でソーシャルスキルトレーニングにこれまで取り組んできた経緯などをふまえ、平成31年度から伊勢まなび高等学校で通級指導を開始します。

2 伊勢まなび高等学校での実施について

（1）対象生徒

主に発達障がいがあると思われる生徒について、学習面や生活面での実態把握を行い通級指導の必要性を検討します。その後、本人、保護者との面談を経て、希望する生徒を対象に通級指導を行います。

（2）指導内容

生徒の個々のつまずき（困難）や苦手さの改善をめざして、ソーシャルスキルや学習スキルに関する学習計画を作成します。生徒のつまずきの程度やねらいに応じて3講座（各2単位）から選択できるようにします。

指導は、個別または小グループによる指導を担当の教員を中心に行い、活動内容や生徒数など、必要に応じて複数の教員で指導します。学習の成果が日常生活の場面で活かされるよう、学級担任や保護者と情報共有しながら指導を進めます。

（指導例）

○ソーシャルスキル：話の聞き方、質問の仕方、声の大きさ、優先順位のつけ方、上手な断り方、持ち物の管理、メモ帳の活用、ビジネスマナーなど

○学習スキル：視機能訓練、指先の動かし方の訓練、語彙の拡大、ノートの取り方、学習計画の立て方など

○自己理解：自分の適性（得意なこと・苦手なこと）の理解、感情のコントロール、進路の検討など

(3) 現在の準備状況（平成 30 年 11 月現在）

- ① 平成 31 年度からの円滑な開始に向け、伊勢まなび高等学校と県教育委員会事務局、外部専門家（発達障がい支援員）で構成する「準備検討委員会」を毎月開催し、生徒の実態把握の方法や指導内容、また本人、保護者との相談の進め方や校内支援体制等について検討しています。
- ② 通級指導担当者が生徒の実態に応じた適切な指導が行えるよう、文部科学省が主催する研究協議会への参加、県内小中学校の通級指導教室の見学、大学の専門家からの指導方法に関する助言などを通して専門性の向上を図っています。また、組織的な指導体制を構築するため、全ての教員が通級指導について理解を深めるための校内研修を進めています。
- ③ 伊勢まなび高等学校が、近隣の市町教育委員会や中学校等を訪問し、準備検討委員会で作成した通級指導に係るリーフレットを活用しながら、平成 31 年度からの通級指導の内容や対象生徒等について周知を図っています。

3 今後の方向性

- (1) 伊勢まなび高等学校においては、効果的な通級指導について研究を進めるとともに、授業公開や研修会等を開催して県内の高等学校等に発達障がい支援に係る情報を発信していきます。
- (2) 高等学校に在籍する発達障がいのある生徒への支援を充実させるため、教員の専門性の向上や中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ等を一層推進するとともに、発達障がい支援員を有効に活用した相談体制の構築などに取り組みます。
- (3) 発達障がいの可能性のある生徒が比較的多く在籍している県内の高等学校の状況を把握するとともに、伊勢まなび高等学校の取組における成果と課題や他県の取組状況をふまえ、本県の高等学校における通級指導の方向性について検討していきます。

2 特別支援学校における寄宿舎の今後の配置について

1 寄宿舎の現状

(1) 設置状況

特別支援学校の寄宿舎については、「学校教育法」および「三重県特別支援学校条例」に基づき、以下の5校に設置しています。

(H30年10月1日現在)

設置校	所在地	障がい種別	舎生数
盲学校	津市高茶屋	視覚障がい	15
聾学校	津市藤方	聴覚障がい	15
城山特別支援学校	津市城山	肢体不自由	4
稲葉特別支援学校	津市稲葉	知的障がい	3
度会特別支援学校	度会町	肢体不自由	2

(2) 近年の寄宿舎生数の推移

地域や家庭での生活を重視し、県内の各地域で特別支援学校を整備するとともに、スクールバスの計画的な配備に努めてきたことで、通学困難な子どもたちが減少し、入舎を希望する児童生徒も減少しています。

(単位：人)

設置校	H26	H27	H28	H29	H30
盲学校	13	11	11	11	15
聾学校	6	11	14	18	15
城山特別支援学校	4	3	4	3	4
稲葉特別支援学校	7	6	9	8	3
度会特別支援学校	2	2	3	3	2

2 今後の寄宿舎の配置について

(1) 寄宿舎のあり方に係る検討の経緯

特別支援学校の寄宿舎のあり方については、県立特別支援学校整備第二次実施計画（平成22年11月）、同計画改定（平成25年3月）、三重県特別支援教育推進基本計画（平成27年3月）において、寄宿舎生数が減少していることから、統合整備をしていくことを示してきました。

このことをふまえ、寄宿舎を設置する特別支援学校5校と県教育委員会事務局で寄宿舎整備協議会を平成21年度から実施（累計23回）し、統合に向けて、それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、統合の組合せ、配置のバランス、聾学校が津波浸水地域にあることなどに配慮しつつ、協議を進めてきました。

今後さらに、寄宿舎生が減少していくことが見込まれることから、以下のような検討が必要となりました。

(2) 各学校における検討課題

① 度会特別支援学校

- ・平成30年度に在籍している寄宿舎生の状況や、同校の通学区域の4市7町に就学前も含め入舎の必要な子どもが現時点でいないということをふまえ、平成30年度末で寄宿舎を閉舎することとします。

② 稲葉特別支援学校、城山特別支援学校

- ・両校とも寄宿舎生が減少しており、稲葉特別支援学校では平成32年度に在籍者がいなくなり、城山特別支援学校では同年度に1名になることが見込まれます。
- ・両校は距離が比較的近く、通学区域もおおむね重複していることから、スクールバス路線を弾力的に設定することで、いずれの寄宿舎生でもスクールバスで通学することが可能です。
- ・両校の寄宿舎のあり方を検討するにあたっては、将来、度会特別支援学校に通学困難者が生じた場合の受け入れ先の機能についても考慮する必要があります。

③ 盲学校、聾学校

- ・両校とも全県区の学校であり、今後も寄宿舎生の在籍が一定数見込まれることから、寄宿舎が必要となります。
- ・その際、聾学校については、所在地が津波浸水地域にあることから、今後のあり方を検討していく必要があります。

これらのことから、特別支援学校4校に配置する寄宿舎については、今後どのような配置が適切かということについて検討していく必要があります。

3 今後の対応

特別支援学校における寄宿舎の今後の配置として、盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校の寄宿舎の統合等も視野に入れ、障がいの特性や地域のニーズ、統合の組合せ、防災面などを考慮して、あり方を総合的に検討していくこととします。

検討にあたっては、各校の寄宿舎に入舎している児童生徒の保護者や特別支援学校PTA代表等からの十分な意見の聞き取り、各市町教育委員会をとおした通学困難者の把握等をふまえて進めていきます。

3 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

I 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（概要）について（文部科学省調査）

1 調査の趣旨

本調査は、文部科学省が児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実を図るために実施しているものです。

2 調査の概要

※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含まれています。

(1) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】 (単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
小学校	174	268	425	354	323	▲31
中学校	598	525	379	431	390	▲41
高等学校	128	113	97	87	80	▲7
計	900	906	901	872	793	▲79

【全国【国公私立】及び三重県【公立】の1,000人あたりの暴力行為発生件数】

(単位：件)

校種		H28	H29	H29-H28
小学校	三重県【公立】	3.7	3.4	▲0.3
	全国【国公私立】	3.5	4.4	0.9
中学校	三重県【公立】	8.8	8.2	▲0.6
	全国【国公私立】	8.8	8.5	▲0.3
高等学校	三重県【公立】	2.1	2.0	▲0.1
	全国【国公私立】	1.8	1.8	0
合計	三重県【公立】	4.7	4.3	▲0.4
	全国【国公私立】	4.4	4.8	0.4

- ・ 全国の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、小学校では増加、中学校では減少、高等学校では横ばいとなっています。
- ・ 本県の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、全ての校種で減少し、全国と比較すると、小中学校で下回り、高等学校は上回っています。
- ・ 本県では、全ての校種で減少しているものの、小中学校では衝動的なものや自分の感情をコントロールすることが難しく暴力行為におよぶ割合が増加しています。また、小学校では複数回暴力行為におよぶ児童が増加しています。

(2) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

(単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
小学校	621	536	871	1,766	1,470	▲296
中学校	529	310	504	673	600	▲73
高等学校	54	61	125	158	131	▲27
特別支援学校	5	3	10	9	18	9
計	1,209	910	1,510	2,606	2,219	▲387

【全国【国公私立】及び三重県【公立】の1,000人あたりのいじめの認知件数】

(単位：件)

校種		H28	H29	H29-H28
小学校	三重県【公立】	18.5	15.6	▲2.9
	全国【国公私立】	36.6	49.1	12.6
中学校	三重県【公立】	13.8	12.6	▲1.2
	全国【国公私立】	20.8	24.0	3.2
高等学校	三重県【公立】	3.8	3.2	▲0.6
	全国【国公私立】	3.7	4.3	0.6
特別支援学校	三重県【公立】	5.8	10.9	5.1
	全国【国公私立】	12.4	14.5	2.1
合計	三重県【公立】	13.9	12.0	▲1.9
	全国【国公私立】	23.8	30.9	7.1

【全国【国公私立】及び三重県【公立】のいじめの解消率】

(単位：%)

	H28	H29	H29-H28
三重県【公立】	91.4	83.9	▲7.5
全国【国公私立】	90.5	85.8	▲4.7

- ・ 全国の1,000人あたりのいじめの認知件数は、全ての校種で増加していますが、本県では小中学校、高等学校で減少しています。特に、小学校で296件減少しています。
- ・ 本県の1,000人あたりのいじめの認知件数は、全国と比較すると、全ての校種で下回っています。
- ・ 本県では、いじめの態様として、全ての校種で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。
- ・ 平成29年度の解消率は83.9%と減少していますが、平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学省)が改定され、いじめの解消は被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとされたため、1月から3月に認知したいじめは年内に解消したことを確認できることによるものです。県独自に平成30年6月末での解消状況を調査したところ94.9%が解消しています。

(3) 不登校

【不登校児童生徒数（小中学校）】

（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
小学校	489	456	443	545	566	21
中学校	1,336	1,447	1,478	1,486	1,549	63
計	1,825	1,903	1,921	2,031	2,115	84

【不登校生徒数（高等学校）】

（単位：人）

課程	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
全日制	440	357	371	334	343	9
定時制	406	229	213	219	195	▲24
計	846	586	584	553	538	▲15

【全国【国公私立】及び三重県【公立】の1,000人あたりの不登校児童生徒数】

（単位：人）

校種		H28	H29	H29-H28
小学校	三重県【公立】	5.7	6.0	0.3
	全国【国公私立】	4.7	5.4	0.7
中学校	三重県【公立】	30.5	32.5	2.0
	全国【国公私立】	30.1	32.5	2.4
合計	三重県【公立】	14.1	14.9	0.8
	全国【国公私立】	13.5	14.7	1.2
高等学校	三重県【公立】	14.2	14.1	▲0.1
	全国【国公私立】	14.6	15.1	0.5

※ 不登校児童生徒数においては、小中高の合計は全国の調査結果にありません。

- ・ 全国の1,000人あたりの不登校児童生徒数は、全ての校種で増加しています。本県では小中学校で増加傾向、高等学校では減少傾向となっています。
- ・ 本県の1,000人あたりの不登校児童生徒数は、全国と比較すると、小学校で上回り、中学校で同数、高等学校では下回っています。
- ・ 本県では、全ての校種で、不登校の要因として、家庭の生活環境の急激な変化等、家庭に係る状況が主な要因となっています。また、中学校では、友人関係をめぐる問題や学業の不振が大きな要因となり、1年生で急増し、3年生で最多となる傾向があります。

(4) 中途退学（高等学校）

【中途退学者数】

(単位:人)

課程	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
全日制	396	314	285	242	225	▲17
定時制	164	221	208	210	158	▲52
通信制	91	109	60	72	151	79
計	651	644	553	524	534	10

【全国〔国公私立〕及び三重県〔公立〕の中途退学率】

(単位: %)

課程		H28	H29	H29-H28
全日制	三重県〔公立〕	0.7	0.6	▲ 0.1
	全国〔国公私立〕	0.9	0.9	0.0
定時制	三重県〔公立〕	11.4	9.1	▲ 2.3
	全国〔国公私立〕	9.5	9.4	▲ 0.1
通信制	三重県〔公立〕	3.2	6.8	3.6
	全国〔国公私立〕	5.5	4.9	▲ 0.6
合計	三重県〔公立〕	1.3	1.3	0.0
	全国〔国公私立〕	1.4	1.3	▲ 0.1

- ・ 全国における高等学校の中途退学率を課程別に見ると、全日制で前年度と同数となっていますが、通信制と定時制で前年度を下回っています。
- ・ 本県の中途退学率は、全国と比較すると全日制と定時制は下回り、通信制は上回っています。
- ・ 本県の中途退学の主な要因は、学校生活・学業不適応や進路変更によるものです。

II 平成30年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」結果（概要）について（三重県教育委員会調査）

1 調査の趣旨

本県では、当該年度前半（4月から9月）におけるいじめの認知件数をはじめ、いじめの問題に関する取組状況を把握し、学校等におけるいじめの防止等の取組が一層適切に推進されるよう、本調査を平成25年度以降、継続して実施しています。

2 調査の概要

(1) 本県における4月から9月末までのいじめの認知件数（校種別）（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
小学校	359	533	1,380	1,137	1,516	379
中学校	240	342	513	445	446	1
高等学校	43	45	106	80	126	46
特別支援学校	1	2	4	8	12	4
計	643	922	2,003	1,670	2,100	430

- 前年度の同時期に比べ、小学校 379 件 (33.3%)、中学校 1 件 (0.2%)、高等学校 46 件 (57.5%)、特別支援学校 (50.0%) 増加しました。
- 態様別では、認知件数のうち約 60%が「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっています。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」件数が高等学校で増加しています。

(2) 学校の取組状況

- いじめの積極的な認知や、いじめの定義に基づいた正確な認知について、教職員間での共通理解が図られている学校は、全ての校種で 100% となっています。
- インターネットを通じたいじめを含め、いじめの防止等の重要性について、保護者に対して必要な啓発を行っている学校は、小学校 99.2%、中学校 98.7%、県立学校 100% となっています。
- 平成 29 年度中に情報モラル教育を行った学校は、小学校 96.3%、中学校 98.7%、県立学校 100% となっています。
- 保護者や地域住民等に対して、いじめ防止等の取組について理解と協力を得るよう努めている学校は、全ての校種で 100% となっています。
- 児童生徒が主体的かつ自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行った、または行う予定の学校は、小学校 97.2%、中学校 94.8%、高等学校 88.1%、特別支援学校 77.8% となっています。

(3) 市町教育委員会の取組状況

- 教員を対象としたいじめの問題に関する研修を 20 市町が実施しています。
- いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を 24 市町が行っています。
- すべての市町において学校警察連絡協議会を年に複数回開催しています。

III 今後の対応について

1 暴力行為

- ・暴力行為が急増するなど課題が見られる学校や、支援要請を受けた学校に対して、指導主事が現状を把握し、生徒指導特別指導員やスクールカウンセラー等の派遣や、組織的な指導体制の構築に向けた助言などを行い、当該校の課題改善に向けて取り組みます。
- ・暴力行為の背景には、子どもたちの家庭環境等が関わっていることもあるため、スクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉の関係機関等と連携して対応します。
- ・良好な人間関係を築く力や自己肯定感を育むための取組として、小中学校の指定校において、ソーシャルスキルを高める指導を実践研究し、その成果を県内に普及します。

2 いじめ

- ・子どもたちがいじめの問題を主体的に考え、行動することをめざし施行した「三重県いじめ防止条例」の理念を踏まえ、各学校でのいじめの防止に向けた、子どもたちの主体的かつ自主的な取組を推進します。
- ・弁護士の助言を得て作成した「いじめ事例別ワークシート」を活用した弁護士によるいじめ予防授業を実施し、子どもたちがいじめの問題について具体的に話し合い、傍観者にならず行動できる力を育成します。
- ・社会総がかりでいじめの防止に取り組むため、いじめの防止に向け各事業者や団体が主体的に活動する三重県いじめ防止応援サポーターの登録者の増加に向けて取り組みます。（11月末現在 88 事業所・団体及び個人）
- ・子どもたちが安心して相談できるよう、「子ども LINE 相談みえ」を継続して実施し問題の深刻化を防ぐとともに、適切な支援に取り組みます。
- ・いじめは、どの子どもも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、学校でいじめの正確かつ積極的な認知とともに、いじめを受けている子どもたちへの支援が早期から組織的に行われるよう取り組みます。

3 不登校

- ・新たな不登校を生まないため、小中学校が連携しながら、子どもたちが主体となった授業や行事を実施し、仲間づくりや居場所づくりに取り組む魅力ある学校づくりの研究を進め、その成果を県内に普及します。
- ・県が各中学校区に配置しているスクールカウンセラーを効果的に活用した教育相談や、派遣のスクールソーシャルワーカーを活用して、福祉の関係機関や教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援を行います。
- ・子どもたちの学校外での居場所づくりのため、不登校児童生徒の社会的自立に向けて支援をすすめる団体等で組織する「みえ不登校支援ネットワーク」と連携するとともに、教育支援センター（適応指導教室）の指導員を対象とした実践交流会等を開催します。

4 三重県いじめ防止基本方針の改定について

1 いじめの防止等にかかる国及び県の動向

- ・平成 25 年 9 月「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）施行
- ・平成 25 年 10 月文部科学省が「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）を策定
- ・平成 26 年 1 月「三重県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という。）を策定
- ・平成 29 年 3 月「国基本方針」の改定および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定
- ・平成 30 年 4 月「三重県いじめ防止条例」（以下「条例」という。）施行

現県基本方針については、改定前の国基本方針を参照して策定されています。本年 4 月に施行される条例では、本県のいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務および県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めました。

のことから、条例の基本理念にのっとり、いじめの防止等の対策の基本的な考え方、県、学校の責務等、いじめの防止等のための基本的な施策等に基づいた内容に県基本方針を改定します。加えて、平成 29 年 3 月に改定された国基本方針の内容やガイドラインに示されている重大事態の調査に関する手順等を反映し、別添のとおり改定案をとりまとめました。

2 改定にかかるこれまでの経過

県基本方針の改定については、さまざまな立場の関係者で構成する三重県いじめ問題対策連絡協議会および三重県いじめ対策審議会等で協議を重ねてきました。

《三重県いじめ問題対策連絡協議会構成》

三重県小中学校長会、三重県立学校長会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、学識経験者

《三重県いじめ対策審議会構成》

三重弁護士会、三重県医師会、三重県臨床心理士会、三重県社会福祉士会の各代表、学識経験者

(1) 第 1 回三重県いじめ問題対策連絡協議会（平成 30 年 8 月 28 日）

○主な意見

- ・「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告をふまえた対応について」（平成 30 年 3 月）の内容を、県基本方針に反映するとともに、その内容を先生方にしっかりと周知してほしい。

- ・県基本方針が改定された際には、その内容の周知が大変重要である。そのため、繰り返し伝えていくことが必要である。
- ・県基本方針が改定されることで、学校の基本方針を改定する必要がある。学校現場で基本方針が改定しやすいよう工夫してほしい。
- ・条例、国基本方針の改定、ガイドラインの内容が県基本方針で網羅されることは賛成である。県基本方針の改定内容について教職員を対象とした研修等も実施してほしい。

(2) 第2回三重県いじめ問題対策連絡協議会（平成30年11月5日）

○主な意見

- ・SNSを活用した相談窓口の設置により、相談体制を充実することについては記載してあるが、これまでの関係機関・団体の相談窓口の周知についても記載した方がよい。
- ・発達障がいのある児童生徒や外国につながる児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認にかかる児童生徒に対するいじめの未然防止について、理解を促す対象が異なっているので整理する必要がある。
- ・いじめの防止等は、地域の理解やサポートが必要であり、いじめの問題が起こる前に、地域に啓発することが重要である。
- ・信頼できる大人が増えることで、いじめの問題が大きくなる前の対応につながると思う。
- ・弁護士との連携が記載されているが、すでにスクールロイヤーの事業が実施されているため、「スクールロイヤー」という表記を使用してはどうか。

(3) 第1回三重県いじめ対策審議会（平成30年11月30日）

○主な意見

- ・障がい特性のある子どもは加害にも被害にもなりやすいというデータもある。教員を対象とした発達障がいの研修も盛んに行われ、教員の知識も格段に増えているが、今後も障がい特性といじめの関連について周知を進めていくべきである。
- ・いじめの対応には、メンタルヘルスの視点が重要であるので、メンタルヘルスの研修の必要性を記載してほしい。
- ・児童生徒がいじめはいけないことだという意識を持つために、幼いころから地域・保護者も含めて啓蒙していくべきで、そのための具体的な方策について記載が必要である。
- ・いじめの問題への対応には、医療につなぐべきケースをスクールカウンセラーが抱え込みず、精神科医と連携できる体制が必要。
- ・いじめの相談窓口をしっかりと周知することは大切なので、相談体制の充実とともに、記載してほしい。
- ・「学校いじめ防止基本方針の策定」で、加害児童生徒に対する支援について、より具体的な記載をしてはどうか。

3 改定案の概要

- (1) 本方針の内容（別添P1）
- (2) いじめの防止等のための対策の基本的な考え方（別添P1～P4）
 - ① 三重県いじめ防止条例の目的
 - ・条例第1条（目的）を記載
 - ② いじめの防止等の対策に関する基本理念
 - ・条例第3条（基本理念）を記載
 - ③ いじめの定義
 - ・条例第2条第1項（いじめの定義）を記載
 - ・「いじめ」にあたるか否かの判断についての考え方、具体的ないじめの態様等について記載
 - ④ いじめの理解
 - ・多くの児童生徒がいじめの被害や加害を経験していることや、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されること等について記載
- (3) 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策（別添P4～P8）
 - ① 県の責務
 - ・条例第5条（県の責務）を記載
 - ② いじめ早期発見のための措置
 - ・条例第15条（いじめの早期発見のための措置）を記載
 - ・毎学期に1回以上のアンケート調査や必要な面談を行うこと、スクールカウンセラー等の配置により、各学校および中学校区の教育相談体制を充実すること、個人情報を適切に保護すること等について記載
 - ③ いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上
 - ・条例第16条（いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上）を記載
 - ・生徒指導担当者講習会の開催等、教職員の指導力向上をめざした研修の充実を図ること、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用による児童生徒の心のケアやいじめの防止等の支援について記載
 - ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ・条例第17条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）を記載
 - ・インターネットの正しく安全な利用方法等の情報モラル教育の推進、ネットパトロールによる問題のある書き込みの監視、児童生徒のインターネットの利用について保護者への啓発を行うこと等について記載
 - ⑤ いじめの防止等のための啓発活動
 - ・条例第18条（啓発活動）を記載

- ・いじめ防止強化月間の取組、児童生徒や保護者が安心していじめに関する通報および相談を行うことができる相談窓口やいじめからの救済に関する制度等の広報啓発について記載
- ⑥ 学校相互間等の連携協力体制の整備
- ・条例第19条（学校相互間等の連携協力体制の整備）を記載

(4) 学校が実施するいじめの防止等に関する施策（別添P9～P16）

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・条例第13条（学校いじめ防止基本方針）を記載
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、いじめへの対応が組織として一貫した対応になること等、学校いじめ防止基本方針を定める意義や記載すべき内容、策定時における保護者・地域住民との連携の必要性等について記載
 - ② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・学校いじめ対策組織の必要性や、未然防止、早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組における、学校いじめ対策組織の具体的な役割等について記載
 - ③ 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ・条例第7条（学校及び学校の教職員の責務）、条例第17条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）第3項を記載
- (ア) いじめの未然防止
- ・児童生徒が相互に人権を尊重し、安心・安全に生活できる学校づくりや、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的かつ自主的な活動の推進、学校として特に配慮が必要な児童生徒に対する対応等について記載
- (イ) 早期発見
- ・条例第15条（いじめの早期発見のための措置）第1項を記載
 - ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によりいじめを積極的に認知することや、児童生徒の相談に対して迅速に対応するとの必要性、正確な認知をするための留意点等について記載
- (ウ) いじめに対する措置
- ・いじめに対する学校の組織的な対応の必要性や、いじめの解消要件等について記載

(5) 重大事態への対処（別添P16～P22）

- ・条例第20条（重大事態への対処）を記載
- ・重大事態の定義や、児童生徒・保護者から重大事態との申立てがあったときの考え方等について記載
- ・「調査の組織」、「調査」、「調査結果の提供及び報告」等、重大事態が発生した際の対応の手順・内容等について記載

(6) 学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力
(別添 P 22)

- ・条例第 22 条（学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力）を記載

4 今後の予定

- | | |
|-------|-----------------|
| 1月末 | 三重県いじめ防止基本方針 改定 |
| 2月～3月 | 学校および市町教育委員会に周知 |

5 県立学校体育施設の使用料の徴収について

1 経緯・目的

本県では、平成33年の第76回国民体育大会および第21回全国障害者スポーツ大会など、大規模なスポーツ大会が開催される機会を捉え、平成29年からの5年間を「みえのスポーツイヤー」として、より一層スポーツの推進に向けた取組を進めることとしています。

また、現在策定中の「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」では、スポーツ施設の管理運営について、利用者の安全・安心や利便性を確保し、快適な利用環境を提供するよう検討が進められています。

こうしたスポーツ振興の機運や推進計画をふまえ、県民のみなさまに良好な環境でスポーツに親しんでいただけるよう、利用者に使用料をご負担いただすことにより、県立学校の体育施設について、老朽化した備品や用具の更新、正規規格に対応した競技施設の整備、暑さ対策を含めた環境整備を図るものであります。

2 条例で規定する主な事項

県立学校体育施設の使用料を徴収することについて「三重県立学校体育施設使用料条例（仮称）」を定めるものとします。

条例では主に以下のことを定めます。

（1）趣旨

「スポーツ基本法」第13条の規定に基づき、県立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で一般のスポーツ活動に供する際の使用料に関し、必要な事項を定めます。

（2）定義

・体育施設

県立学校の施設であって、次に掲げるものをいいます。

運動場、体育館、武道場、体操場、テニスコート、トレーニング場

弓道場、レスリング場、卓球場、ウエイトリフティング場

フェンシング場、ボクシング場

・一般のスポーツ活動

学校教育以外であって、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動をいいます。

(3) 使用料

体育施設を使用する者は、納入通知書により指定する期限までに、下表に掲げる金額を使用料として納付していただきます。

※金融機関での納付に加えて、鍵の受け渡し等の来校時にスマートフォンを用いて決済できるサービスの導入に向けて、検討を進めます。

(使用料案)

使用料については、県内市町や他県の学校体育施設および県営体育施設の使用料を参考に、体育施設の規模等を考慮して設定します。

体 育 施 設 名	使 用 料	備 考
運動場	300円／時間	
体育館	300円／時間	バスケットボール・バーボルコート 1面あたり
武道場	200円／時間	
体操場	200円／時間	
テニスコート	200円／時間	1面あたり
トレーニング場	100円／回	1人1回あたり
弓道場	100円／時間	
レスリング場	100円／時間	
卓球場	100円／時間	
ウエイトリフティング場	100円／時間	
フェンシング場	100円／時間	
ボクシング場	100円／時間	

(4) 規則への委任

利用申請や使用料の納付手続きなど、体育施設の利用に関し、必要な事項は教育委員会が規則として定めます。

(5) 施行期日

体育施設の申込み時期や、利用者等県民への広報に必要な時間を確保するため、平成31年10月1日からの施行を考えています。

3 使用料の用途

県民のみなさまにご負担いただく使用料については、体育設備の修繕や備品の更新、消耗品の補充等に活用します。その際、各学校において、利用者の意見を十分に聴き取るとともに、活用の状況については、県のホームページにおいてお知らせします。

4 今後の予定

平成 30 年 12 月

～31 年 1 月 パブリックコメントの実施
(予定: 平成 30 年 12 月 13 日から平成 31 年 1 月 11 日)

2 月 2 月定例月会議へ条例案の提出

4 月～ 利用者等県民への広報、県立学校への説明

10 月 条例の施行(使用料の徴収)

6 「『三重県財政の健全化に向けた集中取組』における事務事業等の見直し」について（鈴鹿青少年センター）

1 鈴鹿青少年センターの概要

昭和 60 年開設の鈴鹿青少年センター（以下、「センター」という。）は、県内では最多の人数（368 名）が宿泊体験できる青少年教育施設として、小中高等学校および特別支援学校が利用するほか、部活動やスポーツ大会関連での大学利用や、ボーカルカウトほか各種団体・企業がイベント利用を行っています。

現在は、指定管理者制度による運営を行い、平成 29 年度には年間延べ利用者数は 74,400 人、年間延べ宿泊者数は 31,197 人となっています。

春夏の利用に比べ、秋冬の利用率が低い実態となっていることもあり、年間をとおして幅広い年齢層に利用いただけるよう主催事業として年間 26 事業を実施するなど、更なる利用者の拡大に努めています。

区分	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度
延べ利用者数	74,751 人	74,719 人	75,946 人	74,062 人	74,400 人
うち宿泊者数	32,011 人	32,359 人	34,069 人	32,678 人	31,197 人
宿泊定員稼働率	25.1%	25.9%	27.7%	27.2%	26.7%

2 見直しの考え方と方向性

平成 29 年 6 月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に記載の県有施設の見直しにおいて、センターの見直しの考え方と方向性を以下のとおりとします。

見直しの考え方	見直しの方向性
<p>当該施設は、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和 59 年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施している。</p> <p>学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、鈴鹿青少年の森に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられることを考慮し、今後の見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>民間による有効活用も視野に入れながら、平成 31 年度末までに方向性を定める。</p>

3 これまでの取組状況

前記2の見直しの考え方に基づき、

- ・集団宿泊体験施設として魅力を向上させるための方策
- ・鈴鹿少年の森に隣接するなどの立地を活かした多様な利用者による活用方策
- ・効率的、効果的な管理運営など

の観点から、全国の青少年教育施設の事例を調査するとともに民間企業や官民連携専門家から幅広く意見収集を行いました。

(1) 先行事例調査【7月】

①沼津市立少年自然の家

隣接する都市公園と一体となった活用を行うこととし、施設を所有する市は基本的な施設工事を、運営を担う民間企業は新たな機能を付加する工事を行い、現在は一般宿泊者向け施設「インザパーク」として稼働しています。

②大阪市立びわ湖少年の家

普通財産に所管替を行った後、民間企業が土地および施設を取得し、現在も小中学生をはじめとした青少年のための集団宿泊施設として運営されています。

(2) 公民連携プラットフォームでの意見収集【8月および11月】

百五銀行が三重県におけるPPP/PFI事業の活性化を図ることを目的に設立した「みえ公民連携共創プラットフォーム」に参加し、民間意見の収集を行いました。※ 第1回8月22日17社、第2回11月30日11社

参加した企業からは、センターのみでなく、隣接する鈴鹿少年の森への関心も高いものがありました。

また、多くの参加者に共通する考え方としては、行政の今後の関わり方や対象エリア等が不明であるものの、「センターおよび青少年の森の場所・施設ポテンシャルは高い。」、「民間アイデアを凝らした新たな事業展開ができる可能性がある。」、「集客力を見極めるためには魅力向上につながるさまざまな試験的イベントを行う必要がある。」などがありました。

4 今後の対応

本年度は、これまでの先行事例調査や民間企業からの意見について、内閣府や国土交通省に登録されている官民連携専門家に相談し、現地確認をしながら、全国類似事例もふまえた専門的なアドバイスを受けるとともに、鈴鹿市および県土整備部と引き続き情報共有し、今後の進め方について意見交換を行います。

来年度は、対象エリア、機能・サービス、事業手法などの各条件を設定し、民間活力を導入した見直しの可能性について検討を進めます。

7 三重県総合教育会議の開催状況について

[平成30年度第5回三重県総合教育会議]

- 1 開催年月日 平成30年10月29日
- 2 出席者 三重県知事、三重県教育委員会（教育長、教育委員4名）
- 3 協議事項 キャリア教育、職業教育について
※四日市工業高校にて開催し、協議に先立ち、ものづくり創造専攻科の授業を参観
- 4 協議結果 (○：教育委員会、●：知事)
 - 国では、専門的な知識や技能に基づいて地域貢献できる人材の育成を考えており、ものづくり創造専攻科はその典型的な例になると思う。
高校卒業後に就職した者の離職については、世代の違う人とのコミュニケーションギャップが原因となっている場合がある。高校生が身についたと思っているコミュニケーション力と企業が必要とするコミュニケーション力にズレが生じている。
 - インターンシップや職業体験を経験した生徒の感想には、経験を通して進路選択の幅が広がったということがあり、校内で行う職業教育と民間企業の受け入れの両方を連携して進めることが大切だと思う。
 - キャリア教育について、現在小中高で進めている、地域で様々な人と一緒にやっていくというやり方は、自己肯定感やコミュニケーション力を高めていくという意味で良い取組である。
職業教育については、専攻科に限らず高校の3年間でも、できる限り企業見学等の時間を作ることが必要ではないか。
高校卒業後の早期の離職問題については、仕事が向いていない等による離職ではなく、その職場で何を得て学んだか、そのキャリアを次にどう活かせるかを言えるものでなければいけない。そういう人生の進め方もあるということを教育の中で教えていくことも必要ではないか。
 - ミスマッチや離職率が高いことについては、基礎学力の問題が根底にあると感じている。社会では基礎的な力がないうまくコミュニケーションができず、離職につながっていると考えている。
子どもたちにはいろんな企業でそれぞれどんな仕事をしているのか、様々な形で経験して自分には何が合っているのか、もっと深く理解する場面が必要だと感じている。
 - ものづくり創造専攻科の教育カリキュラムについて、学校側の視点だけではなく、学ぶ側の目線を大切にすべきで、変えられることや充実できることは積極的に見直していくべきである。
離職については、不本意に離職せざるを得ない人への対応が必要である。離職率が男性より女性の方が10ポイント以上高い。職業選択や進路指導が充実していないことが原因なら見直していかなければならない。教育委員会は、クロス分析などしっかりと要因分析を行い、対策を考えていく必要がある。

8 審議会等の審議状況について（平成30年9月14日～平成30年11月20日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第2回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成30年10月9日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 村田 典子 委員 伊藤 理恵 他7名（出席者計10名）
4 質問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の教育が目指す方向性について <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちがSNS等をうまく活用しながら、互いに教え合う仕組み等を学校教育に取り入れてはどうか。 ・国が進める「Society5.0」と「人生100年時代における人づくり」の方向性は、今後の教育のあり方を考えていく上で避けることはできない。教育ビジョンを検討していくにあたり、①リカレント教育、キャリア教育のリニューアル、②生涯にわたって学ぶ基盤をどう身につけていくか、③ICT活用能力やデータサイエンス能力等について今から考えておくことが必要である。 ・子どもたちの姿は大人の姿の反映である。学校においても、教師自身がどう変わっていくかが重要であるが、学校現場が多忙なため、教員が疲弊していることが課題である。 ・AI等の新たな技術と共に存するために子どもたちに持たせたい力は、読み解き対話する力や思いやりの力である。 ・子どもたちが人と向き合う中でコミュニケーション力を高めるために、家庭、地域を一体に巻き込んだ教育の仕組みを作る必要がある。 ・いろいろな経験をすることで子どもたちに判断力・人間力が育まれていく。やりたいと思うことを子どもたち自身で判断できる材料を与えるのが教師の仕事である。 ・乳幼児のいる母親自身が社会や地域コミュニティに参画することにより、子どももコミュニケーションの方法を学ぶことができる。 ・今後、外国人児童生徒がもっと増加することが予測される。家庭において、十分に日本語が習得できない子どもたちに、対してどう向き合っていくのかという視点も大切である。
5 調査審議結果	
6 備考	次回開催予定：平成31年1月15日

2 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成 30 年 10 月 15 日
3 委員	座長 田口 鉄久 委員 花岡 みどり 他 5 名 (出席者計 7 名)
4 諮問事項	「子どもの学びと地域をつなぐ連携・協働のあり方」について
5 調査審議結果	<p>様々な世代の人や様々な分野の団体・機関・組織との連携のあり方と地域コーディネーターを安定的に確保するシステムづくりについてご意見をいただきました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域が連携・協働した活動を行うにあたっては、地域の中すでに機能している組織をうまく結びつけて進めていくとよい。子どもから大人まで皆で一緒に取り組むべき地域の課題は何かを見極め、そうした課題を中心として学校と地域がつながっていくことが適切である。 ・放課後子ども教室のコーディネーターは、地域と学校をつなぐ役割を果たすことができる。放課後子ども教室を実施する際には、学校だけでなく公民館施設もうまく活用することで、学校と地域をよりつなぐことができる。 ・他県では、公民館に学校支援地域本部を置き、公民館長がコーディネーターとして位置づけられ、成功している事例がある。公民館長や社会教育委員が、コーディネーターとしての役割を担い、活躍してもらうことが適切である。 ・コーディネーターや学習ボランティアは、高齢の方が多く、後継者不足が課題であるが、若い保護者の方が学校支援をしている場合もあるので、ボランティア経験者の中から、後継者を確保していくことが期待される。
6 備考	次回開催予定：平成 31 年 2 月頃